

令和7年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

※開催に先立ち、農業振興課 伊藤主査から「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」の説明があった。

開催日時 令和8年3月25日（水）午前9時40分～午前11時45分

開催場所 所沢市役所502会議室

議案	議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
	議案第4号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
	議案第5号	農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

出席委員	1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷昭治
	4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
	7番 田中 宏	9番 北田 良孝	10番 栗原 明夫
	12番 平岡 豊子	13番 鹿島正之助	14番 肥沼 正明
	15番 中 茂紀	16番 水村 英紀	

欠席委員 8番 吉田 英和 17番 新井 祥穂

議長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより3月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号15番 中 茂紀委員、16番水村英紀委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島4丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,454平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請番号1番につき現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記が畑、現況は雑種地です。面積は59平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は通路及び駐車場です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を住宅への進入路兼駐車場として使用するものです。なお、本件は追認になります。

申請番号2番、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記が畑、現況は雑種地です。面積は45平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は通路です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。申請地を住宅への進入路として使用するものです。なお、本件は追認になります。

以上、2件です。

議長： 初めに、申請番号1番及び申請番号2番については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号1番及び申請番号2番について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。通路及び駐車場として現状は利用しており、現状回復は難しいと考えられ、農地転用に関する許可基準からみて、追認による転用もやむを得ないものと思われま。担当が容易に判断出来かねますので審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番及び申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請番号1番について、申請人の居宅のある敷地が広いので、進入路としてのアスファルト舗装部分はそもそも必要ないのではないか。敷地内北側に駐車場を設ければ済むことで、敷地内を通れば何ら問題なく玄関まで行き着くのではないか。

事務局： 宅地北側は急な傾斜になっており、道に土砂が漏れない対策として、フェンスで土留めをしております。そのため、北側を造成してフェンスを撤去してしまうと、土砂崩れが起きる可能性があり周囲にも危険が及んでしまうため、駐車場は設置できないと確認しています。

委員： 過去に駐車場用に農地に砂利敷きをしたが、その際は原状回復するように農業委員会から指導された。それに照らすと今回の追認申請を容認することは整合性が取れないのではないか。砂利敷きがダメでアスファルト舗装とカーポートはよしとは不公平ではないか。

委員： 過去に農地に2坪ほどの農産物直売所を設置したところ、農業委員会から現状

復旧を命じられた。その当時と今とでは農地法の規制が変わったのか。

事務局： 本案件につきましても、現状を確認した段階で農業委員会から原状回復を行うように指導は行っております。本件につきましては申請者から現状復旧を行うと日常生活に支障が出てしまう旨の理由書が提出されているため、申請に及んでいるものです。次に過去の指導が行われた際との農地法の規制の差異についてですが、農地法の規制は現在も変わっていないと認識しています。この案件については申請人の認識が欠けていたものと思われま。

委員： ならば、追認する理由がないのではないか。先の委員と同じく不公平感を感じる。

委員： 申請番号2番のアスファルト舗装部分については、申請者の亡き両親宅への進入路として過去は使っていたということだが、今は空き家となっているとのこと。そうすると、申請人の生活に支障がないのではないか。他の委員と同様に追認するやむを得ない理由がないのではないか。

事務局： 奥の建物については、日常的に人が住んでいるわけではありませんが、現在も来客時の応接間や家財を保管する倉庫として使用しており、取り壊すことが出来ないものとなっております。また接道から奥の宅地に向けて急な傾斜になっており、土の状態に戻すと日常生活にも支障をきたしてしまう状況であるため、現状のまま申請を行うことはやむを得ないものだと考えております。また、県に事前相談したところ、概要を伝えただけですが、やむを得ない理由があれば、追認を視野に入れてもいいという意見を頂いております。

議長： それでは、質疑意見を終結いたしまして、案件ごとに分けて審議してもよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： それでは、申請番号1番及び申請番号2番について個別に審議いたします。

初めに、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (挙手4名)

議長： 不挙手多数と認めます。よって、申請番号1番については、不許可相当といたします。

議長： 次に、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (過半数が挙手)

議長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号2番については許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は林2丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,712平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。農地区分については、10ヘクタール以上に農地が広がる第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、鶏舎を設置するものです。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員： この地は三ヶ島工業団地の新設によって、今後土地の形状は大きく変わると思われます。例えば、道路が拡幅されたり、住宅が増えたりすると、今の四方が畑という環境は大きく変わると思われます。

議長： 他に質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町2丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は506平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は店舗です。農地区分については、上下水道が整備されており、半径500m以内に小手指病院、所沢西高等学校がある第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、飲食店（店舗）を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字下富字武野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は268平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の母から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は東狭山ヶ丘及び北中1丁目の3筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3筆合わせて2,002平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

以上3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。本件は私が地区担当ですので、意見を申し上げます。現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については許可相当といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野1丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて957平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,253平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和14年5月31日までの6年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は3,545平方メートルです。新規に使用借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和14年5月31日までの6年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の8筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9,508平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富の1筆です。現況地目は畑で、面積は3,045平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字一本木の1筆です。現況地目は畑で、面積は2,614平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和10年3月31日までの1年10か月間です。

申請番号7番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島5丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2,104平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間です。

申請番号8番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島5丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5,778平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間です。

以上8件です。

議長： 申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については承認といたします。

議長： 申請番号2番及び申請番号3番については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号2番及び申請番号3番について審議願います。

本件につきましても、私が北野地区の担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

申請番号2番及び申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番及び申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番及び申請番号3番については、承認といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については承認といたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号

及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なもの
と思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、承認することに賛成
の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については承認といたします。

議長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題は
ないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号
及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なもの
と思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、承認することに賛成
の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、承認といたします。

議長： 申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題は
ないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号
及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なもの
と思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号7番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番について、承認することに賛成
の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7番については、承認といたします。

議長： 申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題は
ないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号
及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なもの
と思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号8番について、承認することに賛成
の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号8番については、承認といたします。

それでは、議案第5号については、全ての案件が承認となりましたので、農用

地利用集積等促進計画（原案）に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、33件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による届出書の取下願いについて」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明を行いました。

7 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 令和8年2月定例会議において「所沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。併せて、「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」が改正され、条例施行規則として令和8年3月23日付けで公布し、4月1日に施行されることとなりました。

本改正により、条例施行規則が行政委員会等を包含することとなりますので、「所沢市農業委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」について、会長決裁を経ましたので今年度末で廃止する旨報告します。

議長： 以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前11時45分)